

2026年3月9日

株主各位

大阪府中央区伏見町四丁目3番9号  
阪和興業株式会社  
代表取締役社長 中川 洋一

## 株式分割に関する基準日設定公告

当社は、2025年11月7日開催の取締役会において、2026年4月1日を効力発生日として、普通株式1株につき5株の割合で株式分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式分割により株式の割当てを受ける権利の基準日を2026年3月31日と定めましたので、公告いたします。

以上

### お知らせ及びご注意

- 株式の分割後のご所有株式に関するご案内は、2026年4月下旬にお届出住所にお送り申し上げます。
- 2026年4月1日付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
- (1) 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等で手続きをお願いいたします。  
(2) 特別口座に関する各種手続きは、下記の口座管理機関にお申し出ください。

株主名簿管理人及び特別口座管理機関	三井住友信託銀行株式会社
同事務取扱所	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
電話照会先	当社株主様専用ダイヤル 0120-782-031 (フリーダイヤル) ※受付時間 9:00~17:00 (土日祝日を除く)